

収容人員の算定

1 共通の取扱い

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い、省令第1条の3に規定する算定方法により算定するほか、次によること。

- (1) 収容人員の算定にあたって、法第8条の適用については棟単位である（政令第2条が適用される場合を除く。）が、政令第24条の適用については棟単位又は階単位、政令第25条については階単位とする。
- (2) 同一敷地内にあり、管理権原者が同一である二以上の防火対象物（政令第2条の適用を受ける防火対象物）は、当該防火対象物のそれぞれの用途判定に従い、それぞれ算定した収容人員を合算すること。
- (3) 防火対象物の部分で、機能従属部分又はみなし従属部分は、主たる用途の用途判定に従い収容人員を算定すること。
- (4) 防火対象物又はその部分を一時的に不特定多数の者が出入りする店舗等として使用する場合は、一時使用時の防火対象物全体の用途を前提として、省令第1条の3の規定を適用すること。
- (5) 従業員の取扱いは次によること。
 - ア 従業員の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における勤務体制の最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）は、従業員として取り扱わないこと。
 - イ 交替制の勤務体制をとっている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とするが、交替時等のために重複して在館する場合は、合計した数としないこと。
 - ウ 職場内に指定された勤務用の机等を有する外勤者は、従業員の数に算入すること。
- (6) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。
 - ア 廊下、階段及び便所等は、収容人員を算定する床面積に含めないこと。
 - イ 算定人員の計算において、1に満たない人数はひとりの人がそこに存在することができないため、1未満の端数は切り捨てて算定すること。
- (7) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱うこと。
 - ア ソファ等はいす席
 - イ いす席相互を連結したいす席
 - ウ 掘りごたつ
 - エ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、容易に移動できないいす席
- (8) 長いいす席を使用する部分は、長いいす席の正面幅を合計することなく個々の長いいすごとに算定すること。

2 政令別表第1の各項ごとの取扱い

- (1) (1)項の防火対象物
 - ア ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分は、その他の部分として0.5㎡で除して算定すること。
 - イ 長いいす席を使用する場合は、長いいす席の正面幅を合計することなく個々の長いいすごとに算定すること。
 - ウ 立見席については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数とすること。
- (2) (2)項及び(3)項の防火対象物

ア 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができるものの数については、次によること。

(ア) ボーリング場は、レーンに付属する固定いす席の数とする。

(イ) ビリヤードは1台につき2人とする。

(ウ) 麻雀は1台につき4人とする。

(エ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き0.5mにつき1人として算定する。

なお、遊戯人員が明確に限定できるものについては、その数による。

イ キャバレー等のホステスは、従業員として取り扱うこと。

ウ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、従業員として取り扱わないこと。

エ ディスコ及びダンスホール等の踊りに供する部分は、その他の部分として3㎡で除して算定すること。

(3) (4) 項の防火対象物

ア 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利便の用に供する部分をいい、次の部分を除いた場所をいう。

(ア) 事務室、会議室、社員食堂等の厚生施設

(イ) 駐車場、商品庫、商品荷捌場

(ウ) 空調機械室、電気室等の設備室

(エ) 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある道路及び公共性の強い通路部分

(オ) その他従業員だけが使用する部分

イ 「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分をいう。

(ア) レストラン、喫茶、その他の飲食店

(イ) 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分

(ウ) その他の飲食及び休憩の用に供する部分

ウ 「その他の部分」には、売り場内のショーケース、固定いす等を置いてある部分も含む。

(4) (5) 項の防火対象物

ア 和式の宿泊室の全室部分は宿泊室の一部として取り扱うこと。

イ 和式の宿泊室の収容人員の算定に当たっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

ウ 一の宿泊室に洋室の部分と和室の部分(前室部分を含む。)とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

エ 旅館・ホテル内に集会、飲食又は休憩の用に供する部分が設けられているものであって、かつ、これらの部分が当該旅館・ホテル等の宿泊者以外の者も利用する実態にある場合には、これらの部分について省令第1条の3の表の政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の区分の下欄の三により算定し、全体の収容人員に合算すること。

オ 簡易宿泊所の中二階(棚状)式のもの、棚数をベット数とみなして算入すること。

カ 共同住宅において、消防同意時は第1表により取り扱うものとし、竣工後は実態に即した見直し(居住者の数により算定)を行うこと。ただし、契約書、規程等で人数が明確な場合はその人数とする。

第1表

住居の型	算定人員
ワンルーム（1室とKに間仕切りがあれば「1K」）	1人
1K、1DK、1LDK、2DK	2人
2LDK、3DK	3人
3LDK、4DK	4人
以降1室増すごとに一人増加する。	

- (5) (6) 項イの防火対象物
- ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室や手術室は含まない。
- イ 「病室内にある病床の数」の取扱いは、次によること。
- (ア) 洋室タイプはベッドの数
- (イ) 和室タイプは、和室の合計の床面積を3㎡で除した数
- (ウ) 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数
- ウ 「待合室の床面積」の取扱いは、次によること。
- (ア) 廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分の床面積
- (イ) 待合室が廊下と検討されている場合は、次の床面積
- a 両側に居室がある場合は、廊下を幅員1.6mの部分とし、廊下の部分を除く床面積
- b 前a以外の場合、廊下を幅員1.2mの部分とし、廊下の部分を除く床面積
- (ウ) 診療室内の部分を待合室の用に供する場合は、当該部分も「待合室の床面積」に算入すること。
- (6) (6) 項ロ、ハ及びニの防火対象物
- ア 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。
- (ア) 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数
- (イ) 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業員で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大対応人数
- ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数にへだたりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。
- イ 「幼児、児童又は生徒」の数は、現に在籍する児童等の人数とすること。
- (7) (8) 項の防火対象物
- ア 「閲覧室」の取扱いは、次によること。
- (ア) 開架（自由に入れる書棚部分をいう。）と閲覧（児童用閲覧を含む。）が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を閲覧室の床面積として扱うこと。
- (イ) CD室の試聴室、フィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱うこと。
- イ 展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分も、「展示室、展覧室」の床面積に算入すること。
- ウ 従業員以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として扱うこと。
- エ 来館者が使用する喫茶室、喫茶コーナー等の部分は、「休憩室」として扱うこと。
- (8) (9) 項の防火対象物
- ア 「浴場」には釜場、火たき場は含まれない。

- イ トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として扱うこと。
- (9) (11)項の防火対象物
 - ア 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、床面積に算定すること。
 - イ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。
- (10) (15)項の防火対象物
 - 「主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積」の取扱いは、次によること。
 - ア テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウス食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩等の用途に使用するもの）、待合部分は床面積に算入すること。
 - イ 屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に算入すること。
 - ウ 専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。
 - エ 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に算入しないこと。
 - オ 裁判所の調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法定の部分は床面積に算入すること。
 - カ 銀行の待合部分、キャッシュコーナーは、床面積に算入すること。

3 階単位の収容人員の取扱い

- (1) 複数の階で執務する者については、当該それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
- (2) 従業員が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算入すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合はこの限りではない。
- (3) 教職員、幼児、児童、生徒及び学生の取扱いは次によること。(6)項二、(7)項関係)
 - ア 一般教室については、教職員の数と幼児、児童、生徒又は学生の数とも合算して算入すること。
 - イ 特別教室等については、その質の最大収容人員とすること。
 - ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。